

水質汚濁防止法で定める有害物質（同法施行令第2条）

有害物質の種類

カドミウム及びその化合物

シアン化合物

有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）

鉛及びその化合物

六価クロム化合物

砒素及びその化合物

水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物

ポリ塩化ビフェニル（P C B）

トリクロロエチレン

テトラクロロエチレン

ジクロロメタン

四塩化炭素

1, 2 - ジクロロエタン

1, 1 - ジクロロエチレン

1, 2 - ジクロロエチレン

1, 1, 1 - トリクロロエタン

1, 1, 2 - トリクロロエタン

1, 3 - ジクロロプロペン

チウラム

シマジン

チオベンカルブ

ベンゼン

セレン及びその化合物

ほう素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

塩化ビニルモノマー

1, 4 - ジオキサン